

文京区補助金等チェックシート（実績検証用）

所属 保健衛生部生活衛生課
問合せ先 03 - 5803 - 1223

1 補助金の名称等 6年度調査

補 助 金 の 名 称	浴場需要対策費補助金									
根 拠 規 定 等	文京区浴場需要対策補助金交付要綱									
創 設 年 月	平成	18	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	18年	終 了 予 定 年 月		
見 直 し 年 月	令和	5	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	1年			
見 直 し の 内 容	補助金算定基準の見直し(第4条第1項第1号ア・イ)。ア:上位2浴場を1浴場、イ:次に利用者の多い2浴場を1浴場に変更									
予 算 科 目	款	項		目		大 事 業		中 事 業		計 画 事 業 番 号
	06 衛生費	01 保健衛生費		01 保健衛生総務費		06 公衆浴場補助等		01 浴場需要対策費補助等		
補 助 金 の 種 別	☐ 奨励的補助 ☒ 施設運営補助 ☐ 扶助的補助 ☐ 投資的補助 ☐ 利子補給									

2 補助金の概要

補 助 目 的	公衆浴場が区民の保健衛生の維持及び向上に不可欠な施設であると鑑み、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律(昭和56年法律第68号)第4条の規定に基づき区内の公衆浴場(以下「公衆浴場」という。)の需要対策事業を補助し、区民の公衆浴場を利用する機会の確保及び拡大を図ることを目的とする。						
補 助 事 業 等 の 内 容	補助対象事業は、次に掲げるものとする。 (1)湯遊入浴デー普通湯 文京区内に住所を有する者(以下「区民」という。)を対象に毎月第2及び第4日曜日の午後4時から午後11時まで入浴実施することを行う。 (2)湯遊入浴デー特別湯 区民を対象に9月の第4日曜日及び1月第2日曜日の午後4時から午後11時まで入浴事業を実施することを行う。						
補 助 対 象 経 費 の 内 容	補助金の額は、補助事業等の内容に規定する事業の実施1回につき、補助金の算出とする。ただし、補助金の交付総額は、当該年度の予算措置の範囲内とする。						
補 助 事 業 者 等	☐ 区民 ☐ 地域活動団体 ☐ NPO(特定非営利活動団体) ☒ 事業者 ☐ その他						
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕 文京区内事業実施公衆浴場						
補 助 金 の 算 出	☐ 定率 〔補助率 〕 ☒ 定額 〔補助額 〕 ☐ 補助単価 〔 補助単価 単位 〕 ☒ その他						
	〔その他の場合は具体的に記入〕 ①湯遊入浴デー普通湯の事業 大人については入浴料金から本人負担額を差し引いた額、中人については入浴料金の額にそれぞれ次の人数を乗じた金額の合計とする。 ア:前年度の湯遊入浴デー利用者実績上位3浴場 大人300人 中人25人 イ:アの次に利用者の多い3浴場 大人270人 中人25人 ウ:ア及びイ以外の浴場 大人220人 中人25人 ②湯遊入浴デー特別湯の事業 大人については入浴料金から本人負担額を差し引いた額、中人については入浴料金の額にそれぞれ次の人数を乗じた金額の合計とする。 大人300人 中人100人 ③湯遊入浴デー特別湯の事業に係る材料費 6,000円						
	〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕						
公 募 の 状 況							
実 績 報 告 書 時 に お け る 使 途 の 確 認 方 法	☐ 領収書 ☐ 契約書 ☐ 決算書 ☐ 成果物 ☒ その他 〔 毎月毎月業績報告を提出する外、上・下半期ごとに、浴場需要対策補助金交付申請書及び領付書類・補助金請求書を提出。 〕						
補 助 ・ 単 独 の 状 況	☒ 区単独		負担割合	区	国	都	補助対象者
	☐ 補助(区上乗せ無し)		上乗せの内容・理由				
	☐ 補助(区上乗せ有り)						

3 交付実績 (件、千円)

項目	3年度(決算)	4年度(決算)	5年度(決算)	6年度(予算)
交付(見込み)件数	3	3	3	3
決算(予算)額	0	8,730	8,447	8,542
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	0	8,730	8,447	8,542
交付実績の特記事項				

4 補助金の交付の適否に関する基準〔○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由(△、×の場合のみ記載)
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	
	補助金の交付による効果が認められるか	○	
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	○	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	○	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	○	

5 効果、課題及び今後の方向性

効果	100円という入浴料金を設定することで、地域住民の潜在的なニーズを掘り起こし、公衆浴場への需要を喚起することができた。
課題	公衆浴場利用者の年齢層・利用頻度を拡充するため、広報を強化するとともに費用高騰への対応も必要である。
今後の方向性	引き続き浴場需要対策事業(湯遊入浴デー)を実施することで、地域住民へ公衆浴場利用機会を確保、拡大する。また、浴場組合を支援することで、区民及び地域社会に貢献する公衆浴場経営に繋げていく。